# 第3章 施策の展開

# 第1項

# 差別の解消及び権利擁護の推進

#### (1) 差別の解消に向けた取組

<施策体系の中の位置付け>

# 1 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 差別の解消に向けた取組
- (2) 成年後見制度の利用の促進
- (3) 相互理解の促進

- 障害者基本法第4条の「差別の禁止」の原則に基づき、障害を理由とする差別の解消に向け た取り組みを進めることが大切です。アンケート調査の結果によると、差別等を受けた経験が ある人は(「よくある」「少しある」の合計)、身体障害で36%、知的障害で70%、精神障害で 57%、難病で30%となっています。
- 障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職 員対応要領しを定めるように努めるものとされており、障害のある人が必要とする社会的障壁の 除去の実施について合理的な配慮を行っていくことが必要です。
- 障害者差別解消法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の防止などに 取り組むことが必要です。

施策番号		施策内容	担当
1-1-1	施策名	障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発 活動の充実	障害福祉課
	内容	市民の「障害」と「障害のある人」についての理解が深まるよう、「障害者週間」(12月3日~9日)、「知的障害者福祉月間」(9月)、「精神保健福祉普及運動」(10月)、発達障害啓発週間(4月2日~8日)などのほか、年間を通じ各種広報活動を行い、正しい知識の促進に向け、普及・啓発を図ります。	
	事業	・福祉パレードの開催 ・イベント、講演会の実施及び機関紙(みんなのらい ふ)の発行	
		・「広報まえばし」に普及週間の掲載	
1-1-2	施策名	障害者差別解消法に基づく地域住民等に対する啓発活動	障害福祉課
	内容	障害者差別については、事業者や住民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、関係機関と連携して各種啓発活動に取り組み、障害に関する理解の促進を図ります。	
1-1-3	施策名	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮	障害福祉課
	内容	国・県の動向を踏まえ、職員対応要領を策定し、職員が適切に対応できるよう、具体的な事例を示しながら、不当な差別的取扱い及び合理的配慮(差別解消)等について周知します。また、障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるために必要な普及・啓発活動を行います。	
	事業	・職員対応要領 ・合理的配慮の例(点字ブロック・点字案内表示・車いすスロープ等の設置、段差の解消、多目的トイレの設置、手話通訳者又は筆談による対応、ルーペ・拡大読書器・意思表示カード等の配備、など)	

施策番号		施策内容			
1-1-4	施策名	遠隔通信端末及び筆談ボード等によるサービスの提供	障害福祉課		
	内容	本庁の主な窓口と障害福祉課、その他の部署と通信端			
		末を接続し、聴覚障害者とのスムーズな意思疎通を支援			
		します。また、それ以外の窓□では、筆談ボード等を配			
		備し、あらゆる場面でも筆談により意思疎通が図られる			
		体制を整備します。			
1-1-5	施策名	手話言語条例制定後の取組	障害福祉課		
	内容	手話を言語と位置づけ、普及を図る手話言語条例が制			
		定されたことにより、手話の普及・啓発に向けた施策に			
		ついて、有識者や関係団体の代表者等で構成する自立支			
		援協議会(特定課題会議)において、方針を策定し推進			
		します。			
	事業	・自立支援協議会(特定課題会議)			
1-1-6	施策名	虐待の予防及び早期発見・早期対応の推進	障害福祉課		
	内容	障害のある人の虐待予防、早期発見、虐待を受けた人			
		の保護や相談に対応する体制の充実を図ります。前橋市			
		障害者虐待防止センターを中心に関係課・関係機関との			
		連携を図るとともに、市民の意識啓発を進めます。			
	事業	・障害者虐待防止ネットワーク会議			
		・障害者虐待一時保護事業			
		・障害者虐待防止センターの設置			

施策番号	施策内容		担当
1-1-7	施策名	児童生徒への人権教育の推進	総合教育プラザ
	内容	児童生徒が人権の重要性について理解し、それを普段の 態度や行動として具体化していけるよう、引き続き各学校 における教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。 このため、教職員の人権感覚の高揚、常時指導の充実、 人権教育の全体計画・年間指導計画の改善について、研 修等の実施を推進します。	
	事業	<ul><li>・人権教育研修</li><li>・人権教育授業研修</li><li>・視聴覚教材パンフレットやチラシの配布</li><li>・人権教育主任会</li></ul>	

# 前橋市手話言語条例が施行されます! (平成 28 年 4 月 1 日)

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並 びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促 進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる地域社会 の実現に寄与することを目的とします。市民の手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にす るための施策を推進します。市民のみなさんも、手話への理解を深めるとともに、市の施策への 協力をお願いします。

# (2) 成年後見制度の利用の促進

<施策体系の中の位置付け>

#### 1 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 差別の解消に向けた取組
- (2) 成年後見制度の利用の促進
- (3) 相互理解の促進

- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財 産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の充実が求められています。
- アンケート調査の結果によれば、消費者被害・トラブルにあった経験を持つ人は、身体障害で 約1割、知的障害で約5%、精神障害で約2割となっています。超高齢化社会が目前に迫り、権 利擁護について支援が必要な障害者はさらに増加していくと見込まれます。必要な人が適切な支 援を確実に受けられるようにしていくことが重要です。

施策番号		施策内容			
1-2-1	施策名	成年後見制度(成年後見制度利用支援)	障害福祉課		
	内容	判断能力が不十分な障害者に対し、財産管理等の重要			
		な法律行為については、成年後見制度の利用促進を図り			
		ます。障害者の地域移行や介護者の高齢化が進むなか、			
		障害者の権利・利益の保護のため必要な方へ市長による			
		申し立てや費用の助成を実施するとともに、法人後見の			
		実施等について検討を進めます。			
	事業	・成年後見制度利用支援			
1-2-2	施策名	日常生活自立支援事業	社会福祉課		
	内容	知的障害や精神障害等により判断能力が不十分な人に	(市社協)		
		対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等			
		について、市社会福祉協議会と連携し、適切な援助が得			
		られるよう努めます。本事業に寄せられる相談や依頼は			
		年々増加し、またその内容は複雑化・多様化しているため、			
		体制の充実を図り、成年後見制度の利用も考慮しながら			
		適切な支援を行います。			
	事業	・日常生活自立支援事業			

#### (3) 相互理解の促進

<施策体系の中の位置付け>

#### 1 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 差別の解消に向けた取組
- (2) 成年後見制度の利用の促進
- (3) 相互理解の促進

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する 社会を実現するためには、市民一人ひとり が「障害」と「障害のある人」についての理解と認 識を深めることが重要です。
- 障害の有無に関わらず、いっしょに活動したり同じ時間を過ごすことが当たり前となるよう、 学校や地域など日常的な暮らしの場でともに過ごす機会を増やしていくことが大切です。
- 障害者関連の施設について、限られた人が利用する場としてではなく、広く地域に開かれた交 流拠点として位置づけていくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、「共生社会(障害の有無等にかかわりなく、国民誰もが相互に 人格と個性を尊重し合う社会のこと)」という言葉については、市民のうち36%が「聞いたこと があり、賛同できる」、47%が「聞いたことはないが、賛同できる」と回答しています。言葉の 周知状況は十分とは言えませんが、考え方としては8割以上の人が賛同できるとしています。今 後、施設や病院から地域生活への移行を進めていく上で、地域住民の理解と認識が必要であり、 引き続き障害や障害のある人に対する正しい知識の普及に努めていく必要があります。

施策番号		施策内容	
1-3-1	施策名	地域における社会教育活動の充実	生涯学習課
	内容	地域課題や生活課題を踏まえ、より住みやすい地域と	
		するため、地域の障害のある人も含めた様々な人が参加	
		できるよう、自治会との連携を強めながら社会教育活動	
		の充実に努めます。	

施策番号		施策内容	担当
1-3-2	施策名	学校における福祉教育の推進	学校教育課
	内容	小中学校では総合的な学習の時間や特別活動を活用して、福祉体験・施設訪問などの交流に取り組んでおり、 今後もこうした取組により障害のある人や高齢者への理	
		解促進を図ります。また、体験が単発的な活動にとどまらないよう、発達段階に応じた指導計画を作成し計画的に福祉教育を推進します。	
	事業	・総合的な学習の時間や特別活動における福祉体験及び 高齢者福祉施設訪問、地域の高齢者との交流会	
1-3-3	施策名	地域における児童生徒への啓発の充実	社会福祉課
	内容	市社会福祉協議会では、学校・保護者等が主催する福祉ボランティア学習実施への協力を行うとともに、児童生徒向け福祉講座や福祉体験等を実施しており、市は福祉に関する学習の機会が充実するよう支援します。	(市社協)
	事業	・小・中・高校生に対する福祉体験講座や地域住民への地域福祉に関する出前講座等への支援 ・福祉・ボランティア学習への企画協力、職員派遣、職場体験学習の受け入れ、福祉教育教材(車イス、アイマスク、高齢者疑似体験装具等)の貸し出しなどの実施・各地区のふれあい広場の開催事業費の支援や福祉コーナー活動への支援	
1-3-4	施策名	交流及び共同学習の推進	総合教育プラザ
	内容	障害のある子どもが障害のない子どもと交流し、相互に理解を深めるための交流及び共同学習を推進します。引き続き特別支援学校と近隣の小学校や、居住地校交流(特別支援学校の生徒が地元の学校で児童生徒と交流)など、地域や学校、子どもたちの実態に応じて工夫し進めていきます。	
	事業	・交流及び共同学習	

施策番号		施策内容	
1-3-5	施策名	福祉施設と地域との交流の充実	社会福祉課
	内容	各障害者福祉施設と地域の交流が充実するよう、福祉施設の地域化に向けて、引き続き努力していきます。施設行事への地域住民の参加のほか、地域で生活をともに営む同士として日常的な交流が緊密になるよう支援していきます。地域住民との交流機会のさらなる促進と内容の充実とともに、サポート役となるボランティアの充実を図ります。	(市社協)
	事業	<ul><li>・地域ふれあい交流事業</li><li>・地域住民向けの各種講演会</li></ul>	

#### 前橋市障害者虐待防止センターでは24時間、相談・通報を受け付けています!

前橋市障害者虐待防止センターでは、障害者虐待に関する、相談・通報を受け付けています。 虐待は障害者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加を妨げるものであり、虐待を防ぐためには、 市民一人ひとりがこの問題を認識することが大切です。障害者虐待に気づいたら、速やかにセン ターにご連絡ください。虐待の通報をした人や届け出をした人の情報は慎重に取り扱い、守られ ます。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じら れています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けています。

TEL 027-220-5722 場所: 前橋市朝日町三丁目 36-17 前橋市障害福祉課内 FAX 027-223-8856 (平日昼間)

#### 第2項 早期療育、教育環境の整備

# (1) 早期療育体制の充実

<施策体系の中の位置付け>

# 2 早期療育、教育環境の整備

- (1)早期療育体制の充実
- (2) 一人ひとりに応じた教育の推進

- 障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と 指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へ とつなげていくことが大切です。健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、障害の種類 や程度に応じ、適切な療育を実施していくことが重要です。
- 保護者に寄り添った支援を進めていくため、今後も、乳幼児の発達相談や保護者に対する助言 等の早期療育相談体制の充実が必要です。

施策番号	施策内容		担当
2-1-1	施策名	障害乳幼児等対策体制の推進強化	子育て支援課
	内容	保育所での様子や健診結果等により、精神発達遅滞や	障害福祉課
		情緒障害が疑われる児童については相談等で個別対応し	
		たうえ、必要に応じ専門機関を紹介し、早期発見や療育	
		につなげています。就学前から就学、進級等の移行期に	
		支援が途切れないよう、引き続き各関係機関の連携強化	
		を図っていきます。	

施策番号		施策内容	担当
2-1-2	施策名	子育て支援事業の実施	子育て支援課
	内容	心身の発達状況や出生・育児状況から精神・運動面に おいて発達の遅れ等が心配される乳幼児を早期に把握し、 教室参加や相談等を継続的に行い、良好な発達を促進で きるよう支援します。乳幼児の健全な育成が図れるよう 事業を推進していきます。また、適切な相談対応と切れ 目のない支援の実施に向け、体制の充実を図ります。	
	事業	<ul><li>・あそびの教室(年齢別のクラス)</li><li>・幼児発達相談指導(エンゼルサポート)</li><li>・障害児親の会(ダウン症児親の会)</li><li>・きりん心理相談</li><li>・のびのびあそぼう会</li></ul>	
2-1-3	施策名	幼児教育センターにおける発達相談の実施	総合教育プラザ
	内容	幼児教育センターにおいて、幼児の発達に関する相談を受け、必要に応じて担当職員による個別相談・個別指導を行い、就学支援を行っていきます。また、医師等による相談も行い、専門的な意見を受けながら指導・援助を進めていきます。相談件数は年々増えており、子ども発達支援センターと適切に連携及び機能分担を進めながら、取組の充実を図ります。	
	事業	・電話相談及び面接相談、幼児教室(通級による支援) ・発達相談(医師による相談) ・いきいきことば相談(言語聴覚士兼臨床発達心理士に よる相談)	

施策番号		施策内容	担当
2-1-4	施策名	保育士の研修	子育て施設課
	内容	障害のある子どもや障害を疑われる子どもの保育にお	
		いては、一人ひとりに応じた様々な配慮が重要であり、	
		保育士が正しい知識や適切な対応方法及び保護者支援等	
		に関して学べるよう、保育士研修の充実を図ります。今	
		後も「たんぽぽ学園」において体験研修を行うとともに、	
		保育士全体の質の向上を目指した研修会・講演会を実施	
		します。	
	事業	・保育士の派遣研修	
		・保育士研修	

# 前橋市療育ネットワーク推進会議研修会

平成 27年 12月には、前橋市自立支援協議会こども部会において「前橋市療育ネットワーク 推進会議研修会」が開催されました。第一部では、障害福祉課、総合教育プラザ、こども課より、 学齢期の児童支援の現状について説明し、第二部では、学校教諭、放課後児童クラブ職員、相談 支援事業所職員、放課後等デイサービス職員そして前橋市職員 10 名でグループを作り、計 11 グ ループに分かれて情報交換会が行われました。

学校教諭や放課後児童クラブ職員、障害福祉サービス事業所職員な ど、多くの方々の参加により、障害児に関わる様々な業種の「顔の見 えるネットワーク作り」が進んでいます。

# (2) 一人ひとりに応じた教育の推進

<施策体系の中の位置付け>

# 2 早期療育、教育環境の整備

- (1) 早期療育体制の充実
- (2) 一人ひとりに応じた教育の推進

- 障害があったとしても、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な 力を培うため、一人ひとりの障害の程度等に応じてきめ細かな教育を行っていくことが大切です。
- 教育課程と教育内容・教育方法を工夫するとともに、職員の専門性や指導力向上の研修、保護 者に対する相談支援の充実も必要です。

施策番号		施策内容	
2-2-1	施策名	幼児教育センターの専門家によるサポート	総合教育プラザ
	内容	幼児教育に関わる教員や保育士が、発達が気になる幼児に対する理解や適切な保護者支援を進められるよう、様々な研修会を開催しています。今後も教員や保育士の資質向上に向け、引き続き幼児教育センターによる研修を行います。 また、障害のある子どもや障害を疑われる子どもへの指導・支援のあり方など、教員や保育士の相談に応じるために、幼児教育センターの保育カウンセラー・幼小連携アドバイザーが直接幼稚園・保育所・認定こども園に出向く、出前研修・出前相談を実施しています。相談件数が増えており、今後は継続的な訪問などの対応についてはませ	
	事業	て検討します。 ・こども教育研修会及び幼保小研修会、出前研修・出前相談	

施策番号		施策内容	担当
2-2-2	施策名	保育所における障害児の受け入れ	子育て施設課
	内容	保護者の仕事や病気等の理由で家庭での保育ができな	
		い障害のある子どもについては、障害児保育入所検討委	
		員会での審査により集団保育が可能と判断された場合に	
		は(主治医が「集団保育可能」と判断している場合は審	
		査を省略)、一般児童と一緒に保育を実施しています。今	
		後も引き続き受け入れを進めていきます。	
	事業	・保育所における障害児の受け入れの実施	
2-2-3	施策名	保育所における体験保育の実施	子育て施設課
	内容	療育施設及び特別支援学校幼稚部等の障害のある児童、	
		医師により障害等の診断を受けた児童で、一般児童との	
		集団保育が必要と認められる場合に、新年度の保育所生	
		活への円滑な移行に向けて、体験保育を行います。	
		実施に当たっては、保育所及び保護者とともに十分に	
		相談を重ねたうえで、必要に応じて実施を決定します。	
	事業	・保育所における体験保育	
2-2-4	施策名	前橋市教育支援委員会	総合教育プラザ
	内容	特別支援学校や特別支援学級等への入学や入級等にあ	
		たって、障害別に部会を開催し、医師、教職員、学識経験者、	
		児童福祉関係職員の協議による総合的な判断をもとに保	
		護者の意見を尊重し、就学先の決定を進めます。	
	事業	・前橋市教育支援委員会	

施策番号		施策内容	担当
2-2-5	施策名	特別支援教育の充実	総合教育プラザ
	内容	特別支援教育に関する施策を総括して推進する特別支	
		援教育室を設置します。特別支援学校や特別支援学級、	
		通級指導教室で学ぶ児童生徒や、通常の学級に在籍する	
		支援が必要な児童生徒に対し、きめ細かな支援と教育の	
		充実を図るため、巡回相談を充実させるとともに、研修	
		会の開催や学校への指導助言を行います。	
	事業	・特別支援教育の研修会	
		・巡回相談	
		・学校訪問	
2-2-6	施策名	特別支援教育の支援体制の整備	学校教育課
	内容	各学校における障害のある児童生徒の状況や指導体制	
		の把握に努め、臨時職員の配置や環境整備を総合教育プ	
		ラザや教育施設課と連携しながら進めます。	
	事業	・特別支援教育関係の臨時職員(通常の学級)の配置	
		・特別支援学級介助員の配置	
		・個別指導のための講師の配置(ほっとルームティー チャー)	
		・通級指導教室や身体的障害のある児童生徒が通う拠点校の整備	

施策番号		担当	
2-2-7	施策名	特別支援学校・特別支援学級の合同校外活動の充実	総合教育プラザ
	内容	特別支援学級に通う中学生の合同宿泊学習や、特別支	
		援学級特別支援学校合同運動会及び児童生徒作品展の実	
		施により、児童生徒の交流及び体験活動を通して、自立	
		心や協調性、主体性、社会性などを育成します。	
	事業	・中学校特別支援学級宿泊学習	
		・特別支援学級特別支援学校合同運動会	
		・特別支援学級特別支援学校児童生徒作品展	
2-2-8	施策名	放課後児童クラブの障害児受け入れ支援	子育て施設課
	内容	昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後に預かる	
		放課後児童クラブで、障害のある子どもの受け入れを支	
		援します。	
	事業	・放課後児童クラブ	

#### 第3項 保健・医療の充実

# (1) 保健・医療の充実

<施策体系の中の位置付け>

#### 3 保健・医療の充実

- (1)保健・医療の充実
- (2) 精神保健福祉の推進
- (3) 難病患者支援の推進

- 乳幼児期の健診等を契機に、早期発見・早期治療及び療育によって障害を軽減し、その持てる 可能性をできる限り伸ばしていく関わりが大切です。また、保護者の育児不安を軽減していくサ ポートも重要です。
- 壮年期以降は、脳卒中や心臓病などの疾病による障害の発生も多く、一義的には市民一人ひと りの健康づくりによる生活習慣病予防が大切です。疾病になるリスクのチェックや健康な生活に 向けた行動変容を促すため、健康診査や保健指導の確実な実施が重要です。介護予防の取組も欠 かせません。
- 社会生活環境の変化によるストレスから、こころの健康を損なう人が増えています。精神疾患 は生活習慣病と同じく誰でもかかりうる病気であることを認識し、こころの健康づくりに関する 知識の普及・啓発を進めていくことが大切です。
- 障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、重症化防止のための必要な医療を適切に 受けられる環境を整えることが大切です。

施策番号	施策内容		担当
3-1-1	施策名	乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施	子育て支援課
	内容	乳幼児期の成長に応じた各種健康診査の実施と、さら	
		なる受診率の向上を図ります。障害のある子どもやその	
		疑いのある子どもについて、保護者や支援者の、発達的	
		な特性についての理解を促し、子どもの健全な成長と保	
		護者の育児不安の軽減を目指すとともに、就学へスムー	
		ズな移行を支援します。	
	事業	・個別健康診査及び集団健康診査	
3-1-2	施策名	特定健康診査の実施	国民健康保険課
	内容	生活習慣病の予防と早期発見のため、40 歳以上の国保	
		被保険者を対象とした特定健康診査を行うとともに、さ	
		らなる受診率の向上を図ります。	
	事業	・特定健康診査	
3-1-3	施策名	特定保健指導の実施	国民健康保険課
	内容	特定健康診査の結果、メタボリック症候群の該当者と	
		予備群の人に対しては、特定保健指導として栄養や運動	
		等に関する指導を実施します。健康管理に関する正しい	
		知識の普及を図ることを通じて、壮年期からの健康につ	
		いての意識高揚と行動変容を支援します。	
	事業	・特定保健指導	
3-1-4	施策名	健康相談の実施	健康増進課
	内容	市民が健やかな生活を営むことができるよう、様々な	
		健康に関する相談に対応しています。今後も窓□相談や	
		電話相談を実施するとともに、大規模商業施設等におけ	
		る出張型健康体験会を実施し、生活習慣の改善のきっか	
		けとなるよう、健康意識の高揚を図ります。	
	事業	・心身の健康に関する個別相談	

施策番号		担当	
3-1-5	施策名	健康教育の実施	健康増進課
	内容	市民一人ひとりが、健康づくりの必要性を自覚し、健康の保持増進に努められるよう生活習慣病予防のための健康教育を行い、健康情報を提供します。今後も市民のニーズを捉えながら、個別健康教育と集団健康教育により、正しい知識の普及・啓発に努めます。	
	事業	・各種健康教育	
3-1-6	内容	機能訓練 40~64歳で心身の機能が低下し、医療終了後も機能訓練が必要な方に日常生活動作訓練を行っています。健康増進事業として実施していますが、医療終了後は介護保険制度の通所リハビリ等を利用する人が多いため、今後は介護保険制度のサービスとともに効率的な実施について検討します。	介護高齢課
3-1-7	施策名	介護予防事業	介護高齢課
	内容	障害の有無に関わらず、65歳以上で介護予防の必要性の高い人をスクリーニングし、介護予防プログラムを提供します。「からだと脳の若返り講座」を基本にして、筋力トレーニングや食事、口腔ケア、認知症予防など目的別の講座も実施しており、引き続き充実を図ります。 (通所型)運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等を目的に行います。 (訪問型)通所が困難な場合等に実施します。	
3-1-8	施策名	リハビリテーションの充実	介護高齢課
	内容	障害のある人の地域生活を支える基盤づくりのひとつとしてリハビリテーションは不可欠であり、医療・福祉のリハビリテーションにとどまらず、生活の場に密着した様々な形のリハビリテーションの充実を図ります。	障害福祉課
	事業	・集団指導及び個別相談・指導 ・自宅でのリハビリ指導や住宅改修などの相談支援	

施策番号		施策内容	担当
3-1-9	施策名	自立支援医療の推進	障害福祉課
	内容	治療や障害の軽減のための医療ついて、医療費を支給します。適正な医療受診を促進し、自立した社会生活が 営めるよう支援します。	保健予防課
	事業	・自立支援医療費(更生医療)の支給	
		・自立支援医療費(育成医療)の支給	
		・自立支援医療費(精神通院医療)の支給	
3-1-10	施策名	重度心身障害者(児)医療費の助成、高齢重度障害者医療費の助成	国民健康保険課
	内容	重度心身障害者(児)及び高齢重度障害者の疾病に対して受診を容易にし、健康管理を図るため、一定の条件に該当する場合に保険診療の自己負担金相当額を公費で負担することで、福祉の向上に努めます。他法他制度に基づく公費負担医療制度も受給している場合は、他制度が優先されるため、受診時の注意点をわかりやすく周知します。	
	事業	・重度心身障害者(児) 医療費助成	
		· 高齢重度障害者 医療費助成	
3-1-11	施策名	水治療法室の機能の充実	指導監査室
	内容	総合福祉会館の水治療法室において、障害のある人、障害のある子ども及びリハビリを必要としている高齢者などの健康増進・維持の取組を実施しています。今後も、利用しやすい運営に努めます。	
	事業	・水治療法室	
3-1-12	施策名	医療的ケアの充実	障害福祉課
	内容	医療的ケアを必要とする障害児(者)に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において主治医の指示に基づいて訪問看護師が医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿等)を行います。	
	事業 	・医療的ケア支援事業	

施策番号		施策内容	担当
3-1-13	施策名	スマイル健康診査の実施	健康増進課
	内容	生活習慣病の予防と早期発見のため、職場や学校など	
		で健診を受ける機会のない18歳から39歳の人を対象	
		として、健康診査と保健指導を実施します。	
	事業	・スマイル健康診査	
		・スマイル健診結果説明会	
3-1-14	施策名	歯科知識の普及・啓発	健康増進課
	内容	障害児者の歯と口腔の健康を保つため、定期的な歯科	障害福祉課
		健診の受診及びセルフケアが実施できるよう保護者及び	
		施設職員等に情報提供・啓発を行い、歯科保健対策の充	
		実を図ります。	
	事業	・歯と口腔の健康づくり研修会	
3-1-15	施策名	新生児聴覚検査の普及・啓発	子育て支援課
	内容	聴覚障害の早期発見を目的とした新生児聴覚検査の普	
		及・啓発に努めます。母子手帳発行時の保健指導において、	
		聴覚検査についての説明及び受診勧奨を行うとともに、	
		出生連絡票により新生児聴覚検査の結果を把握し、早期	
		発見及び早期支援に努めます。	

#### 前橋市総合福祉会館内の水治療法室

前橋市総合福祉会館(日吉町二丁目 17-10)の1階にある水治 療法室は、12.5 メートル×4.5 メートルの歩行専用プールで、年 間約8,500人の方が利用しています。対象者により水深を変更し (0.5 メートルから 1.3 メートル)、障害者(児)やリハビリを必要 としている高齢者などの体力増強、健康増進・維持等を図ります。

利用方法など詳しくは前橋市総合福祉会館水治療法室(電話 236-0200) までお問い合わせください。



# (2) 精神保健福祉の推進

<施策体系の中の位置付け>

3 保健・医療の充実

- (1)保健・医療の充実
- (2) 精神保健福祉の推進
- (3) 難病患者支援の推進

# <基本的な考え方>

○ 社会環境の変化や人間関係の希薄さ等によるストレス、トラブル等により、精神疾患患者が増 加しています。精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適 切に対応できる体制を確保する必要があります。

施策番号		担当	
3-2-1	施策名	精神保健知識の普及・啓発	保健予防課
	内容	市民が自身のこころの健康について関心を持つととも	
		に、精神疾患や精神障害についての誤解や偏見を取り除	
		き、精神保健に対する正しい理解と協力を得るため、精	
		神保健知識の普及・啓発に努めます。また、関係職員向	
		け研修の充実を図ります。	
	事業	・関係職員研修及びやさしい精神保健福祉教室、出前講座	
3-2-2	施策名	精神保健福祉施策の推進	保健予防課
	内容	精神に障害のある人の地域移行や社会参加を促進する	
		ため、今後も関係機関において情報交換や課題の共有を	
		進めます。群馬県こころの健康センターとの連携も強化	
		し、精神保健福祉施策の推進を図ります。	
	事業	・精神保健福祉ネットワーク会議	

施策番号		施策内容	
3-2-3	施策名	精神保健相談支援事業の推進	保健予防課
	内容	精神に障害のある人や関係者からの相談、支援職員の相談に対応するため、精神科医による相談の機会を確保しており、引き続きその着実な実施を図ります。また、保健師や精神保健福祉士による来所相談及び電話相談についても、その充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	
	事業	・精神科医による定期相談及び保健師・精神保健福祉士 による相談の実施 ・ひきこもりの若者の家族の教室(講演会含む)	

#### 基幹相談支援センター

平成28年度より、障害者総合支援法に基づき市町村が設置することができる「基幹相談支援 センター」を設置します。センターの主な事業は、相談支援事業者に対する専門的指導及び助言 (人材育成、スーパーバイズ機能)、サービス等利用計画の内容精査及び助言(アドバイザー機能)、 地域移行・定着に向けた支援促進への取組(コーディネート機能)、困難事例の分析、自立支援協 議会の運営、虐待防止対策及び権利擁護・差別解消に関する施策を行います。本市における相談 支援の拠点として、相談支援事業の総合的な機能及び地域における相談支援体制の強化を図りま す。

# (3) 難病患者支援の推進

<施策体系の中の位置付け>

3 保健・医療の充実

- (1)保健・医療の充実
- (2) 精神保健福祉の推進
- (3) 難病患者支援の推進

# <基本的な考え方>

○ 難病患者等の療養上及び日常生活上での不安の解消を図る地域のネットワークを活用し、きめ 細やかな相談や支援を行うことにより、難病患者の社会参加を促進し、難病にかかっても地域で 尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが重要です。

施策番号		施策内容	担当
3-3-1	施策名	難病知識の普及・啓発	保健予防課
	内容	難病に対する正しい理解と協力を得るため、難病知識	
		の普及・啓発に努めます。また、関係職員向け研修の充	
		実を図ります。	
	事業	・難病療養支援実務者研修	
3-3-2	施策名	難病施策の推進	保健予防課
	内容	難病療養者が医療を受けながら安心して地域で生活し	
		ていけるように、今後も関係機関において情報交換や課	
		題の共有を進めます。群馬県難病主管課との連携も強化	
		し、難病施策の推進を図ります。	
	事業	・難病療養支援ネットワーク会議	
3-3-3	施策名	難病療養相談支援事業の推進	保健予防課
	内容	難病療養者やその家族、関係者からの相談に対応する	
		ため療養相談会を開催し、医師や専門職等の相談の機会	
		を確保しており、引き続きその着実な実施を図ります。	
		また保健師による来所相談及び電話相談についても、そ	
		の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	
	事業	・保健師による相談の実施(窓口、電話、訪問等)	
		・療養相談会	

#### 第4項 生活支援の充実

#### (1) 相談支援体制の充実

<施策体系の中の位置付け>

# 4 生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 自立生活支援の充実
- (3) 住まいの場の充実
- (4) 人材の育成・確保、サービスの質 の向上
- (5) 地域福祉活動の促進

- 障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談対応や情報提供は、障害のある人 の地域生活を支援する上でとても大切です。今後も、安心して、また気軽に利用できる相談体制・ 情報提供の充実が重要です。
- 障害のある人の日々の生活を支援するためには、一人ひとりのニーズに基づいたサービス等利 用計画に沿って、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の 充実が大切です。
- アンケート調査で福祉サービスの利用意向をたずねたところ、「相談支援」の利用意向は、身 体障害で 18% (利用経験は 8%)、知的障害で 45% (利用経験は 35%)、精神障害で 35% (利 用経験は 18%)、難病で 22% (利用経験は 8%) となっており、相談に対する大きな期待がう かがえます。

施策番号		施策内容	担当
4-1-1	施策名	障害者相談支援事業の推進	障害福祉課
	内容	障害のある人や家族・介護者等も含め、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。市内9か所で相談支援事業を実施しており、年々、相談内容の多様化・複雑化が進んでいるため、相談支援事業者と前橋市自立支援協議会をはじめとする関係各機関との連携をさらに強化しながら適切な事業推進を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ります。	
	     事業	ます。 	
4-1-2	施策名		   障害福祉課
	内容	平成27年4月以降、障害福祉サービスを利用する全ての障害者には、ケアマネジメント手法に基づいたサービス等利用計画を作成することが義務づけられました。本市においては、サービス等利用計画の作成率はほぼ100%を達成しています。今後も、障害者が住み慣れた地域で安心し暮らし続けられるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。 ・計画相談支援及び障害児相談支援	
		・地域移行・地域定着支援 ・自立支援協議会(個別支援会議)	
4-1-3	   事業名		   障害福祉課
	内容	市から委嘱された障害者相談員は、主に障害のある人やその家族、支援者などの方々の経験や情報を生かし、身近なところで、障害のある方やその家族からのさまざまな相談に応じています。障害のある方の社会参加や理解促進など、福祉の推進を図ります。	

#### (2) 自立生活支援の充実

<施策体系の中の位置付け>

# 4 生活支援の充実

- (1)相談支援体制の充実
- (2) 自立生活支援の充実
- (3) 住まいの場の充実
- (4) 人材の育成・確保、サービスの質 の向上
- (5) 地域福祉活動の促進

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉計画に基づき、サービス事業者 の協力を得ながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確実に確保していくことが 重要です。
- アンケート調査の結果によれば、相談支援以外のサービスの利用意向に関し、身体障害では居 宅介護(20%)が最も高く、知的障害では短期入所(26%)と共同生活援助(グループホーム) (25%) が、精神障害では就労移行支援(18%)と居宅介護(ホームヘルプ)(17%)が、難病 では居宅介護(ホームヘルプ)(11%)が高くなっています。また、ほとんどの福祉サービスに ついて、実際の利用状況に比べて利用の意向が高いことから、現在はサービスを利用していない ものの今後はサービスを利用したいと思っている人(潜在層)が多いことがうかがえます。

施策番号		施策内容	
4-2-1	施策名	障害福祉サービスの実施	障害福祉課
	内容	障害者総合支援法の施行により、新たな支援区分の導入や相談支援の制度化、対象者に難病等を追加するなど、障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度のもとでサービスが提供されています。3年ごとに策定している「前橋市障害福祉計画」に基づき、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。	
	事業	・介護給付・訓練等給付の支給	

施策番号		施策内容			
4-2-2	施策名	地域生活支援事業の実施	障害福祉課		
	内容	地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実			
		施することが好ましい事業として位置づけられています。			
		障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むこと			
		ができるよう、相談支援や必要な情報の提供、手話通訳			
		者及び要約筆記者等の派遣、日常生活用具の給付・貸与、			
		移動支援、地域活動支援センターなどの事業を、地域特			
		性や利用者の状況に応じて柔軟に実施していきます。「前			
		橋市障害福祉計画」により、必要なサービス量の確保と			
		サービス提供を図ります。			
	事業	・意思疎通支援事業			
		・日常生活用具給付等事業			
		・移動支援事業			
		・地域活動支援センター事業 他			
4-2-3	施策名	高次脳機能障害者支援の推進	保健予防課		
	内容	高次脳機能障害はとらえにくい障害といわれ、本人の	障害福祉課		
		自覚がなかったり周囲の理解が得にくいことも多い障害			
		です。高次脳機能障害者の社会復帰支援のため、国・県			
		など関係機関と連携を図りながら、職員の相談対応スキ			
		ルの向上など、支援体制の整備を推進します。			

施策番号		施策内容	担当
4-2-4	施策名	発達障害者支援の推進	障害福祉課
	内容	広汎性発達障害、LD (学習障害)、ADHD (注意欠	子育て支援課
		陥/多動性障害)などの発達障害には、周囲の理解不足	健康増進課
		や誤解の発生、早期発見と専門的支援の必要性などの課	
		題があります。発達障害は障害者総合支援法によってサー	
		ビスの給付対象となり、狭間のないサービス提供が行わ	
		れることになりました。児童・保護者に対する相談等の	
		個別支援のほか、児童が在籍する学校・幼稚園・保育所	
		の職員に対する助言などを実施しており、今後も、庁内	
		関係課の効果的な役割分担や群馬県発達障害者支援セン   ター等との連携により、適切な支援を行います。	
	<del></del>		
	事業	・のびのび発達相談	
		ー・コンサルテーション	
		・個別サポート会議	
4-2-5	施策名	補装具費の支給	障害福祉課
	内容	補装具等の福祉用具の給付については、利用者の生活	
		の質の向上が図られるよう、障害の内容や程度に応じて、	
		補聴器や義肢、車いす等の購入又は修理のための補装具	
		費を支給します。 	
	事業	・補装具費の支給	
4-2-6	施策名	難聴児補聴器購入費の補助	障害福祉課
	内容	身体障害者手帳の交付対象とならないために、補装具	
		費の支給対象外である軽・中度の難聴児に対し、補聴器	
		の購入費用の一部を助成することにより、当該児童の言	
		語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	
	事業	・難聴児補聴器購入費補助金	

施策番号	施策内容		担当
4-2-7	施策名	福祉手当等の支給	障害福祉課
	内容	障害者(児)本人又は障害児を養育している保護者等	
		に対し、障害の程度や条件に応じて、手当を支給します。	
	事業	・特別障害者手当	
		・障害児福祉手当	
		・特別児童扶養手当	
		・在宅重度障害児手当	

# コラム[施設紹介]

#### 保健センター内のこども発達支援センター

こども発達支援センターはお子さんの発達等に心配がある家族が気軽に相談できるところです。 《事業内容》

こどもの相談(発達全般相談、ことばの相談、日常生活の 相談、体のぎこちなさの相談)、保護者の相談、あそびの教室、 運動発達教室、ペアレント・トレーニング

# 《スタッフ》

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、教員、保育士 保健師



# コラム [施設紹介]

#### 総合教育プラザ内の幼児教育センター

総合教育プラザ内の幼児教育センターでは、幼児の発達に関する相 談を受け付けています。担当職員による個別相談・個別指導を行い、就 学支援を行っていくとともに、医師等による相談も行い、専門的な意見 を受けながら指導・援助を進めていきます。

#### 《事業内容》

電話相談及び面接相談、幼児教室

発達相談(医師による相談)

いきいきことば相談 (言語聴覚士兼臨床発達心理士による相談)



#### (3) 住まいの場の充実

<施策体系の中の位置付け>

# 4 生活支援の充実

- (1)相談支援体制の充実
- (2) 自立生活支援の充実
- (3) 住まいの場の充実
- (4) 人材の育成・確保、サービスの質 の向上
- (5) 地域福祉活動の促進

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、設備等に配慮された市営住宅の整備・供給や、 現在住んでいる自宅のリフォームの支援などを進めることが大切です。
- 施設入所・入院から地域生活への移行を図るため、障害のある人が日常生活上の援助等を受け ながら共同生活をするグループホームの整備を促進することが必要です。アンケート調査の結果 によると、共同生活援助(グループホーム)の今後の利用意向は、身体障害で4%(利用経験は 1%)、知的障害で25% (利用経験は8%)、精神障害で15% (利用経験は11%)、難病で2% (利 用経験は1名のみ)と、知的障害及び精神障害で高い利用意向が示されています。

施策番号	施策内容		担当
4-3-1	施策名	市営住宅整備事業	建築住宅課
	内容	市営住宅においてはエレベーターの設置等を計画的に進めており、今後も市営住宅整備事業を実施する際は、	
		バリアフリー対応を継続するとともに、障害者が安心し   て暮らせる住まいを実現します。 	
	事業	・市営住宅整備事業	
4-3-2	施策名	住宅改造費の補助	障害福祉課
	内容	身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者に適するよう住宅設備を改造するための経費の一部を補助することにより、障害者の在宅生活環境の改善を促進します。	
	事業	・重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	

施策番号	施策内容		担当
4-3-3	施策名	リフォームヘルパー制度の利用促進	介護高齢課
	内容	建築、医療、福祉、保健の各分野の専門家の連携によ	
		るリフォームヘルパー制度の利用を促進し、住宅の改造	
		に対し適切な指導ができるように努めます。	
	事業	・リフォームヘルパー制度	
4-3-4	施策名	グループホームの整備	障害福祉課
	内容	施設入所者の地域移行の促進により、グループホーム	
		の利用者は増加傾向にあります。国の補助事業を活用し	
		て事業所における建設費を補助するなど、引き続き計画	
		的な整備を進めます。	
	事業	・グループホーム	
		・福祉ホーム	
4-3-5	施策名	市営住宅の空室を活用したグループホームの運営	障害福祉課
	内容	障害のある人の地域生活への移行を促進させるために	(建築住宅課)
		は、市営住宅のグループホームとしての活用は、有効な	
		方策であるため、住宅部局との連携により、グループホー	
		ムの整備促進を図ります。	

# (4) 人材の育成・確保、サービスの質の向上

<施策体系の中の位置付け>

# 4 生活支援の充実

- (1)相談支援体制の充実
- (2) 自立生活支援の充実
- (3) 住まいの場の充実
- (4) 人材の育成・確保、サービスの質 の向上
- (5) 地域福祉活動の促進

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、今後も専門知識・技術を有する福祉マンパワーの育成 と確保を図ることが重要です。
- アンケート調査結果によれば、障害福祉サービス事業所において、サービスの質の向上のため 定期的に実施している取組として、「サービスの質の自己評価」が45%、「利用者からの評価」 が 28%、「第三者評価」が 4%となっています。
- また、身体障害者調査の結果によると、コミュニケーションや情報取得の際に困ることとして、 視覚障害では「音声情報が少ない」(40%)、「案内表示がわかりにくい」(31%)などが高く、 聴覚障害では「文字情報が少ない」(27%)が高くなっています。ガイドヘルプや手話通訳など 専門的な技術を有する人材についても、さらに養成・確保を進めていくことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
4-4-1	施策名	手話通訳者の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により手話通訳者の養成講座を毎年実施	
		し、認定試験を経て市の手話通訳者としての登録を行っ	
		ています。今後も養成講座を実施して手話通訳者の確保	
		に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。	
	事業	・手話通訳者養成事業	

施策番号		施策内容	担当
4-4-2	施策名	要約筆記者の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により要約筆記者の養成講座を毎年実施	
		し、認定試験を経て市の要約筆記者としての登録を行っ	
		ています。今後も養成講座を実施して要約筆記者の確保	
		に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。	
	事業	・要約筆記者養成事業	
4-4-3	施策名	盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により盲ろう者向け通訳・介助員の養成	
		講座を毎年実施し、盲ろう者向け通訳・介助員としての	
		登録を行っています。今後も養成講座を実施して盲ろう	
		者向け通訳・介助員の確保に努めるとともに、研修によっ	
		て資質の向上を図ります。	
	事業	・盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	
4-4-4	施策名	福祉サービスの質の確保(指定事業所)	障害福祉課
	内容	障害のある人が地域で自立した生活を支援するため、	指導監査室
		多様なニーズに対応した事業を実施する指定障害福祉	
		サービス事業所等の充実を図ります。また、障害者が自	
		分に合ったサービスを適切に受けられるよう、利用者等	
		からの苦情や相談を適切に解決するための対応を行うと	
		ともに、指定障害福祉サービス事業所等が適正なサービ	
		スの提供を行うよう指導・勧告に努めていきます。	
	事業	・指定障害福祉サービス事業等の指定基準	
4-4-5	施策名	障害福祉サービス事業所等の施設整備	障害福祉課
	内容	障害福祉サービスを提供する施設については、創設(新	
		たな施設の建設)たけでなく、施設の老朽化、利用者の	
		高齢化、生活環境の改善等に配慮した施設改修への対応	
		が求められています。国の補助事業を活用し、引き続き	
		計画的な整備を進めます。	
	事業	・社会福祉施設等施設整備費補助金	

#### (5) 地域福祉活動の促進

<施策体系の中の位置付け>

#### 4 生活支援の充実

- (1)相談支援体制の充実
- (2) 自立生活支援の充実
- (3) 住まいの場の充実
- (4) 人材の育成・確保、サービスの質 の向上
- (5) 地域福祉活動の促進

- 障害のある人の地域での生活を支えていくためには、スキルを持つ専門職に加え、多彩なボラ ンティアのサポートも重要です。近年、高齢化の進展、家族形態・扶養意識の変化、自由時間の 増大、生活の質の豊かさの重視等を背景として、ボランティア活動等への関心が高まってきてい ます。今後も、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、市民がボランティア活動に参加し やすい環境整備を進めていく必要があります。
- 社会福祉協議会や各種団体との連携を強化し、様々な機会を通じてすべての人がともに支え合 い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を推進していくことが大 切です。
- アンケート調査結果によれば、ボランティア活動に関心がある市民は6割を超えており、また、 何らかの活動の経験のある人も8割以上となっていますが、必ずしも実際の活動には結びついて いない状況がうかがえます。ボランティア活動をしたことがない人の理由としては、約3割が「活 動したい気持ちはあるが、きっかけがない」ことをあげており、活動のきっかけづくりを進めて いくことが必要です。

施策番号		施策内容	担当
4-5-1	施策名	専門的な福祉ボランティアの養成	障害福祉課
	内容	養成講座の実施により点訳や手話などの専門的なボランティアを養成しており、今後も研修内容等を工夫しながら受講者数及び修了者数の増加に努めます。	
	事業	・手話奉仕員養成講座事業 ・点訳奉仕員養成講座事業	
4-5-2	   施策名	NPO、ボランティアグループへの支援	
	内容	生涯学習課や市社会福祉協議会において、各種ボランティア育成講座を開催しています。また、市民活動支援センター(通称: Mサポ)は、前橋市民や前橋を拠点とする市民公益活動に対し、活動拠点の提供をはじめ、市民活動に関する情報発信やセミナー開催、相談業務、団体同士の交流の橋渡しなどを行っています。今後も市民のボランティア活動への理解が深まるよう努め、新規ボランティアを養成するとともに、地域で活動しているNPOやボランティアグループを支援し、ボランティアの資質向上と活動範囲の拡大を図ります。 ・市民活動支援センター(Mサポ)・市民活動表彰	社会福祉課 (市社協) 生涯学習課
		・ボランティア育成講座	
		・子育て支援ボランティア講座	
4-5-3	施策名	福祉情報提供システムの充実	社会福祉課
	内容	市社会福祉協議会のホームページにおいて「ボランティア応援サイト」を開設し、各種ボランティアの募集情報、助成金情報、イベント、講演・講座などに関し情報提供しています。誰もがボランティア活動について的確に情報を得ることができるよう、今後も情報提供の充実を図ります。	(市社協)
	事業	・市社協ボランティアセンター	

施策番号		施策内容	担当
4-5-4	施策名	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉課
	内容	地域福祉活動の推進に中核的な役割を担う市社会福祉	
		協議会とともに、住民参加型在宅サービスの充実や要配	
		慮者への見守りを推進するなど、庁内各課・関係機関の	
		連携のもと、NPO法人やボランティアなどの多様な担	
		い手の支援を行っていきます。	
	事業	・まえばし福祉のまちづくり計画(前橋市地域福祉計画・	
		前橋市地域福祉活動計画)の共同作成	
4-5-5	施策名	前橋市総合福祉会館機能の充実	指導監査室
	内容	前橋市総合福祉会館は、障害福祉、高齢者福祉、児童	
		福祉、地域福祉等の機能を1か所に集約した「福祉の拠点」	
		を目的とした施設で、各種障害者団体等の幅広い層から	
		利用されています。今後も、利用者からの意見や提案等	
		を聞きながら、さらに会館機能の充実を図っていきます。	
	事業	・総合福祉会館管理運営	
4-5-6	施策名	障害者団体への支援	障害福祉課
	内容	障害者福祉の推進を目的に活動する市内の障害者団体	
		に助成し、団体の運営及び活動の活性化を支援していき	
		ます。	
	事業	・各種障害者団体へ運営補助金の交付	
		・大会等補助金の交付	
4-5-7	施策名	精神保健に関する組織活動支援	保健予防課
	内容	精神保健に関する組織等の活動に対し、必要な助言・	
		援助、指導を行い育成します。	
	事業	・断酒会、家族会等の団体に対しての組織活動支援	